

報告第 1 号

檜山北部 3 町合併協議会委員の変更について

平成 16 年 7 月 21 日付けで大成町議会議長から大成町議会議員の任期満了に伴う改選により、議会選任委員の変更について通知があったので、下記のとおり報告する。

記

変 更 後	変 更 前
奥村喜美男委員	佐々木陸郎委員

平成 16 年 7 月 23 日 報告

檜山北部 3 町合併協議会
会 長 内 田 東 一

報告第 2 号

新町建設計画策定小委員会経過報告について

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第 7 条の規定により、別紙のとおり経過報告の提出があったので報告する。

平成 1 6 年 7 月 2 3 日報告

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

第 1 回新町建設計画策定小委員会経過報告書

1 第 1 回新町建設計画策定小委員会の開催日時等

- ・開催日時 平成 16 年 6 月 28 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 40 分
- ・開催場所 北檜山町健康センター
- ・出席委員 10 名出席

2 協議内容

協議項目		結 果
1	委員長及び副委員長の互選について	委員長 平田 泰雄（瀬棚町長） 副委員長 斎藤 洋一郎（北檜山町議長） をそれぞれ選出した。
2	新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定について	<ul style="list-style-type: none"> ・新町まちづくりプラン策定におけるスケジュールについて協議を行い、別紙の方向で取り進めることとした。 ・別紙「新町まちづくりプラン（案）」について、第 1 章の計画の策定方針・合併の必要性、第 2 章の 3 町の概要、第 3 章の主要指標の見通し、第 4 章の新町のまちづくり基本方針等について協議した。また、3 町共通の最重要施策である、保健・医療の対策については、早急にそのあり方を検討することとした。
3	協議会委員による 3 町の行政視察について（事務局からの提案）	<ul style="list-style-type: none"> ・新町建設計画を策定するに当たって、3 町の公共施設や町づくりの現状について認識することは、有意義なことであるとして、行政視察の実施について協議会に提案することとした。

議案第 1 号

議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱について

檜山北部 3 町合併協議会規約第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 7 月 2 3 日提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜山北部3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会委員のうち次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 関係町の長
- (2) 議会の議長又は議会の議員 各町1名
- (3) 町民代表 各町1名
- (4) 檜山支庁地域政策部長

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 委員長は小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。

議会議員任期・定数検討小委員会 委員名簿

支庁・町名	氏 名	備 考
大成町	花 田 千賀志	町 長
	高 畑 實	議会議長
	濱 口 敬 子	町民代表
瀬棚町	平 田 泰 雄	町 長
	桜 井 明 雄	議会議員
	工 藤 芳 江	町民代表
北檜山町	内 田 東 一	町 長
	酒 井 誠 一	議会議員
	中 島 勝 則	町民代表
檜山支庁	小 田 千 秋	地域政策部長

議案第 2 号

檜山北部 3 町合併協議会運営申し合わせ事項の一部変更について

檜山北部 3 町合併協議会運営申し合わせ事項における会議の定例開催日について、下記のとおり一部変更する。

記

変 更 後	変 更 前
〔 1 〕 開催日 毎月第 4 金曜日 (必要に応じて変更可)	〔 1 〕 開催日 毎月第 2 ・ 第 4 金曜日 (必要に応じて変更可)

変更理由

今後の協議項目である各種事務事業の取扱いや新町建設計画策定などの調整内容について、小委員会等における調整及び検討時間が十分必要とされることから、毎月 2 回開催の協議会を毎月 1 回に改めて、合併協議会の運営整備を図るため。

平成 1 6 年 7 月 2 3 日提出

檜山北部 3 町合併協議会
会長 内 田 東 一

協議第14号

町・字の区域、名称の取扱いについて（協定項目14）

町・字の区域、名称の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	町・字の区域、名称の取扱い
調整の内容	

平成16年 7月23日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内田 東 一

協議第 18 号

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 18）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	使用料、手数料等の取扱い
調整の内容	

平成 16 年 7 月 23 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第19号

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目19）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	補助金、交付金等の取扱い
調整の内容	

平成16年 7月23日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内田 東 一

協議第 2 0 号

国民健康保険制度の取扱いについて（協定項目 2 0 ）

国民健康保険制度の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	国民健康保険制度の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 7 月 2 3 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 2 1 - 9 号

病院及び診療所事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 9 ）

病院及び診療所事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	病院及び診療所事業の取扱い
調整の内容	<p>病院及び診療所については、現行どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>なお、病院については、利用実態や地域人口を勘案し、財政規模に見合った運営方法等について必要な時期に見直しを図るものとする。</p> <p>病院及び診療所の使用料・手数料については、合併時に統一する。</p>

平成 1 6 年 7 月 2 3 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一